

まちの駅「旭座」イベント情報

※4月予定の主なものをお知らせします

「観世流」謡曲仕舞 武田謡楽会 春季大会

- ▶ **とき** 4月12日(土) 9時～
- ▶ **内容** 能楽の謡曲と仕舞の発表会。県内外の能楽愛好者が参加して成果を披露します。若狭高校書道部による「世阿弥の言葉」作品も展示します

▶ **料金** 無料
 ◎ 小浜謡楽会代表 村山さん ☎090・8703・5939



くらしの情報



小浜市役所
 〒917-8585 小浜市大手町 6-3
 ☎0770-53-1111(代)
 FAX 0770-53-0742(代)
 HP <https://www1.city.obama.fukui.jp/>

スポーツ

剣道教室

生涯学習スポーツ課

- ▼ **とき** 毎週火・木曜日 19時～20時30分、毎週土曜日 13時30分～16時
- ▼ **ところ** 武道館(後瀬町)
- ▼ **対象** 4歳以上
- ▼ **参加費** 月額2,000円(小学1年生以下は月額500円)
- ※別途、防具賃借料が月額500円、スポーツ保険料が年額800円必要
- ▼ **問い合わせ** 剣道連盟の新谷さん ☎090・5178・7646
- ※見学・体験も可能



市民山登り大会

生涯学習スポーツ課 ☎53・0064

- ▼ **とき** 5月10日(土)
- ▼ **ところ・内容** 9時30分までに若狭総合公園(北塩屋) 駐車場に集合し、天ヶ城山(266m)に登ります
- ▼ **対象** 小学生以上
- ▼ **定員** 先着50人
- ▼ **参加費** 無料
- ▼ **持ち物** 昼食、飲み物、雨具
- ▼ **申し込み** 4月6日(土)～27日(月)に生涯学習スポーツ課まで
- ※小雨決行、荒天中止。中止する場合は当日7時に判断。申し込み責任者は実施について生涯学習スポーツ課に電話で確認してください



春季市民グラウンドゴルフ大会

生涯学習スポーツ課 ☎53・0064

- ▼ **とき** 5月16日(土) 9時～
- ▼ **ところ** 総合運動場(口田縄)
- ▼ **対象** 原則として市民
- ▼ **定員** 先着64人
- ▼ **参加費** 300円

固定資産税の閲覧・縦覧

税務課 ☎64・60004

- 令和2年度固定資産課税台帳の閲覧・縦覧ができます。
- ▼ **ところ** 庁舎1階税務課窓口(大手町)
- ▼ **必要書類** 納税通知書、課税明細書、運転免許証など、納税者であることを確認できるもの
- 【閲覧】 資産の所有者(納税義務者)は、固定資産課税台帳で、所有する土地や家屋、償却資産の評価額などを閲覧できます。借地人や借家人も、一定の条件を満たせば閲覧できます
- ▼ **期間** 4月1日(土)～(通年)
- ※平日のみ。5月1日(金)以降は有料。所有者以外が閲覧する場合

固定資産評価審査委員会への申し出

は委任状が必要

- 納税者は、土地(家屋) 価格等縦覧簿で、ほかの土地や家屋の評価額などを見ることが出来ます
- ▼ **期間** 4月1日(土)～30日(土)の平日
- 【縦覧】 固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合には、公示日(4月1日)から納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内に、固定資産評価審査委員会に申し出をすることが出来ます。
- ▼ **問い合わせ** 固定資産評価審査委員会 ☎64・6036 (市監査委員事務局内)

- ▼ **申し込み** 4月6日(土)～27日(月)に生涯学習スポーツ課まで
- ※雨天中止



イベント

つきいち「バラエティー」

文化会館 ☎53・9700

- ▼ **とき** 4月24日(金)～5月15日(金) (15日は15時まで)
- ▼ **ところ** 庁舎市民ホール(大手町)
- ▼ **内容** 小浜市俳句作家協会と小浜市歌人協会の合同作品展
- ▼ **料金** 無料

お知らせ

中央公民館の貸館時間を変更

生涯学習スポーツ課 ☎64・6033

- 4月から、中央公民館(大手町)の貸館時間を変更します。
- ▼ **貸館時間** 【3月31日(土)まで】 9時～22時 【4月1日(日)から】 9時～17時

農業集落排水処理施設使用料 人員割変動届の提出

上下水道課 ☎64・6029

- 農業集落排水処理施設の使用料は、人員数で変わります。家族の人員数に変更があった場合は、組合長または区長の承認印をもらい、早めに変動届を提出してください。
- ※出生と死亡については市で確認と訂正をしますが、住民票と集落排水の使用料が異なる場合は、別に変動届が必要です
- ※変動届は上下水道課、各組合長宅に設置、または市公式HPからダウンロード可能

募集

市美術展 出展作品

文化会館 ☎53・9700

- ▼ **開催期間** 6月12日(金)～14日(土) 9時～17時(14日は16時まで)
- ▼ **開催場所** 若狭図書館学習センター(南川町)



4月中旬からは、館内に大きなこいのぼりを設置。かぶとをつけて五月人形と記念撮影できるコーナーもあるよ

■ **問い合わせ**
 市立図書館(白鬚)
 ☎52・1042



市立図書館 今月のイベント

新 おはなし会と作ってあそぼ!

- とき** 4月11日(土) 11時～
- 内容** テーマ「ひとあしおさきにこどものひ」
こうさく「牛乳パックで作ったこいのぼりを作ってあそぼう」

おばま児童文学会「風夢」のおはなし会

- とき** 4月25日(土) 11時～
- 4月から、乳幼児を対象に、おはなしと簡単な工作を楽しむ会にリニューアル!



- ▼ **応募資格** 中学生以上
- ▼ **出品料** 1点につき高校生以下500円、一般1300円。ただし小作品部門は1点につき500円
- ▼ **応募方法** 5月31日(土)までに、文化会館に設置の申込用紙を同館へ提出
- 【美術工芸部門】
- ▼ **作品規格** 絵画、造形品、工芸品、写真。サイズ制限なし
- ▼ **応募点数** 2点まで
- 【書道部門】
- ▼ **作品規格** 縦240㎝×横90㎝以内、縦方向の作品のみ。軸物は不可
- ▼ **応募点数** 1点
- 【小作品部門】
- ▼ **作品規格** 色紙や絵はがき、立体作品など。平面作品は1辺が30㎝以下、立体作品は1辺20㎝角以下
- ▼ **応募点数** 2点まで
- ※額装、裱装、作品組み立ては応募者が行うこと。詳細は問い合わせください



フラワーデザイン講座

働く婦人の家 ☎52・70002

▼とき 全5回（4月11日、25日、5月9日、23日、6月13日）
いずれも土曜日、13時30分～15時

▼ところ 働く婦人の家（大手町）

▼料金 3000円（別途、材料費が必要）

▼持ち物 花切りバサミ、持ち帰り用の袋

▼申込期限 4月9日（木）

▼市営住宅空き家入居申し込み
都市整備課 ☎64・60226

▼申込期間 4月3日（金）～30日（木）

※期限厳守

▼抽選日 5月29日（金）10時

▼申込方法 都市整備課に設置の申込書を同課へ提出

※対象住宅などの詳細は、問い合わせてください



小浜少年少女合唱団 新団員

生涯学習スポーツ課 ☎64・60333

▼対象 小学生～中学生

▼活動日時 月に3回程度、土曜日10時～12時

▼活動場所 文化会館（大手町）など

▼活動内容 第九演奏会や各種行事での発表

▼団費 月額1000円

▼申し込み・問い合わせ 生涯学習スポーツ課まで



小浜海洋少年団 新団員

生涯学習スポーツ課 ☎64・60333

▼対象 小学生～高校生の男女

▼活動日時 月に1～2回、土曜日または日曜日

▼活動場所 西津公民館（北塩屋）、海ほか

▼活動内容 基本動作、体験航海、デイキャンプ、カヌー、磯釣り体験、灯台見学など

▼料金 随時、必要経費を集めます

▼申し込み・問い合わせ 生涯学習スポーツ課まで



産婦健診が公費負担に

健康管理センター ☎52・22222

令和2年3月1日以降に出産した人で、4月1日以降に産婦健診（産後1カ月）を受診する人は、健診費用が公費負担になります。詳しくは、3月末に対象者あてに送付する「産婦健康診査受診票」に記載しています。

「産後ケア事業」を開始

健康管理センター ☎52・22222

市では、令和元年12月1日以降に生まれた子とその母親を対象にした「産後ケア事業」を開始します。助産師による、精神的に不安定になりがちな女性の心と体のケアや、子育てに関する相談・指導などをを行います。詳しくは、3月末に対象者あてに送付する事業利用申請書およびチラシを確認してください。

60歳以上に温水プール助成券

市民福祉課 ☎64・60118

健康づくりや体力づくりのために、令和2年度分の若狭総合公園温水プール（北塩屋）の利用助成券（140円）を交付します。

▼対象 60歳以上の市民

▼申し込み 身分証明書を持って4月1日（水）から市民福祉課へ

健康・福祉



家族介護者交流事業参加者募集

高齢・障がい者元氣支援課 ☎64・60114

市では、介護に関する悩みを共有し、相談や情報交換を行う交流事業の参加者を募集します。

▼対象 現在、在宅で要介護1～5の高齢者を常時介護している人や、以前にその経験がある人

▼とき・ところ 申込者に別途通知 ※年4回実施

▼料金 無料（交通費一部負担あり）

▼申込期間 4月1日（水）～24日（金）

▼申し込み 高齢・障がい者元氣支援課に申込書（同課に設置）を提出

緊急通報装置の貸し出し

高齢・障がい者元氣支援課 ☎64・60114

市では、65歳以上のひとり暮らし高齢者およびこれに準ずる高齢者世帯を対象に、緊急通報装置を貸し出します。急な発病や発作などの際、委託業者が駆けつけるなどの対応を行います。

▼料金 市民税の課税状況に応じて負担金が必要

▼委託業者（株）アイビックス

▼申し込み 高齢・障がい者元氣支援課に申込書（同課に設置）を提出（民生委員またはケアマネー

配食サービス事業を実施

高齢・障がい者元氣支援課 ☎64・60114

市では、70歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯を対象に、安否確認と健康増進を目的とする配食サービス事業を行っています。

▼利用回数 市民税の課税状況に応じて、週1～2回利用可能（月曜～金曜のみ）

▼料金 1食当たり340円

▼申し込み 高齢・障がい者元氣支援課に申込書（同課に設置）を

ジャリーの押印が必要）

※申し込み場合は、固定電話が必要。また、家の鍵を委託業者に預ける必要があります

※詳しくは問い合わせください



【緊急通報装置】

特定健診の集団健診受診料改定

健康管理センター ☎52・22222

市では、昨年10月の消費増税に伴い、令和2年度から小浜市国民健康保険加入者の特定健診における集団健診受診料を改定します。

▼有料健診の対象者 41歳～74歳の市国民健康保険加入者のうち、令和元年度に特定健診の受診歴がない人

▼料金 1200円

▼無料健診の対象者 ①40歳の人 ②41歳から74歳の市国民健康保険加入者のうち、令和元年度に特定健診の受診歴がある人

※詳しくは、4月下旬に対象者あてに発送する受診券を参照

※小浜いきいき健診（特定健診を含む）は5月から実施します

胃力メラ検査

健康管理センター ☎52・22222

▼対象 50歳以上68歳以下で偶数年齢（令和3年3月31日時点）の人

▼定員 先着80人

▼料金 3000円

▼申し込み 4月21日（水）から健康管理センター（南川町）へ ※受診できる医療機関など、詳しくは問い合わせください

令和2年度 納税カレンダー

■問い合わせ 税務課 ☎64・6004

納期	納期限	税目/期別
4月	4月30日（水）	固定資産税・都市計画税 第1期
5月	6月1日（金）	軽自動車税（種別割） 全期
6月	6月30日（木）	市・県民税 第1期
7月	7月31日（金）	固定資産税・都市計画税 第2期 国民健康保険税 第1期
8月	8月31日（金）	市・県民税 第2期 国民健康保険税 第2期
9月	9月30日（木）	国民健康保険税 第3期
10月	11月2日（金）	市・県民税 第3期 国民健康保険税 第4期
11月	11月30日（金）	固定資産税・都市計画税 第3期 国民健康保険税 第5期
12月	12月28日（金）	国民健康保険税 第6期
1月	2月1日（金）	市・県民税 第4期 国民健康保険税 第7期
2月	3月1日（金）	固定資産税・都市計画税 第4期 国民健康保険税 第8期

市民活動によるまちづくりの拠点 小浜市ボランティア・市民活動交流センターを利用しよう

■問い合わせ 小浜市ボランティア・市民活動交流センター ☎ 52・7837

【施設概要】
ボランティアやNPO（民間非営利団体）など、自分たちでまちづくりを考える市民活動団や個人の活動場所、活動に必要な備品などを備えた施設です。

【住所】 大手町5-31（中央公民館内）
【開館時間】 9時～17時（夜間の利用は要相談）
【休館日】 毎週月曜日、第3日曜日、祝日、年末年始、8月14日・15日など

【使用登録について】
使用登録をすることで、通年での利用（定例会や作業など）やパソコン・プロジェクターなどの備品の使用、書庫や倉庫での団体活動に必要な書類などの保管ができます。
※登録していない団体や個人は「一時使用許可申請書」の提出が必要

【登録方法】
申請書に必要な書類（会員名簿、規約など）を添えて同センターへ提出

【登録条件】
・営利を目的としない
・継続的・自発的に社会貢献活動を行っている
・市内を中心に活動している
※宗教・政治などに関する活動を行うものは除く

まちづくり事業の提案を募集！ いいところ小浜づくり協働推進事業

市では、市民の自由な発想を生かした地域の課題解決につながるまちづくり事業の提案を募集します。

■問い合わせ 市民協働課 ☎ 64・6009

【応募資格】
次のすべてに該当する公益活動を目的とする市民活動団体
①市内に活動拠点がある
②構成する会員が5人以上
③会則などがあり、適切な会計処理が行われている

【対象事業】
市民と市が協働で取り組む、地域の課題解決につながる事業（年度内に終了すること）

【助成額】
・補助対象経費の4分の3以内
・上限30万円
※継続事業については、2年目上限20万円（補助対象経費の2分の1以内）、3年目上限10万円（補助対象経費の3分の1以内）を助成

【補助対象経費】
報償費、消耗品費、印刷製本費、通信費、原材料費、備品購入費、保険料、使用料、旅費、その他

【募集期間】
4月1日④～5月1日⑤
※書類審査とプレゼンテーション（5月下旬ごろ実施）により提案事業の採用を決定
※事前に事業担当課と協議が必要

【申請書類】
事業計画書・収支予算書・団体概要書（庁舎3階市民協働課に設置。市公式ホームページからもダウンロード可）、団体の規約・会則・会員名簿など

【活動事例】



市内の複数の会場を舞台に19組のアーティストが演奏を披露した「ワカサカントーレ」(9月28日・白鬚)



「小浜助産師会うぶごえ」が乳児と母親を対象とした防災訓練を実施(10月30日・若狭総合公園)



子どもたちが登山や古墳探索、火起こしなどを体験した「おたまじゃくしのだいぼうけん」(11月4日・丸山)



誰もが
気持ち良く
過ごせる社会に

みんなで守ろう ペットマナー

■保護などの相談・問い合わせ
県動物管理指導センター（嶺南支所） ☎ 0770・22・3747
市環境衛生課 ☎ 64・6016

犬や猫などのペットは、私たちの心や生活に安らぎを与えてくれる一方で、ふんの後始末や放し飼いなどのトラブルも多く発生しています。
動物を飼うときは、マナーを守り、人もペットも幸せに暮らせるまちにしましょう。

猫は家の中で飼育しましょう
けんかによる傷、病気、迷子や交通事故を防ぐため、飼い猫は家の中で飼いましょう。

迷子札をつけましょう
迷子になったときのために、連絡先などを書いた「迷子札」をつけましょう。

放し飼いはやめましょう
犬は、つないで飼うことが義務づけられています。犬は必ずつないで飼いましょう。

最後まで責任を持って飼いましょう
飼い主には、動物を一生養う責任があります。愛情と責任を持って飼いましょう。

ふんの後始末をしてください
散歩中のペットのふんの後始末は飼い主の義務です。放置せず必ず後始末をしてください。

無責任な餌やりは慎みましょう
野良猫などへの餌やりは、異臭や住居侵入などのトラブルにつながります。餌付けはやめましょう。

ペットを捨てるのは犯罪です！

犬や猫などの動物を捨てた人は、100万円以下の罰金が課されます。捨てられたペットは、交通事故に遭ったり、住居を荒らすなど、近隣住民にも被害が及びます。また、野外に放つことで、自然環境の破壊にもつながります。



社会貢献活動に現物支給 夢づくり市民活動支援事業

市では、NPO、ボランティアなど市民活動団体の自主的、主体的な社会貢献活動に必要な材料、消耗品を現物支給します。

■問い合わせ 市民協働課 ☎ 64・6009

【支給する現物】
団体の社会貢献活動に必要な材料、消耗品など

【支給対象】
・市または小浜市社会福祉協議会にボランティア登録している団体
・社会貢献活動を行っている市民活動団体

【助成額】
・上限額1件2万円
・年度中1回限り
※ほかに市からの補助金などを受けている、または受ける予定の事業については対象外



【募集期間】
4月1日④～5月1日⑤
※書類審査により採用を決定

【申請書類】
申請書（庁舎3階市民協働課に設置。市公式ホームページからもダウンロード可）、見積書、団体の事業計画・事業実績・会員名簿など

人間ドックの受診に助成します

【対象】

受診日に30歳～74歳の国民健康保険加入者(国保税滞納世帯の人を除く)および後期高齢者医療制度加入者(保険料未納の人および前年度に助成を受けた人を除く)

【受診医療機関】

杉田玄白記念公立小浜病院(大手町)、福井県済生会病院(福井市)

【定員】1日ドック62人、脳ドック40人、併用(1日+脳)ドック27人

種類	杉田玄白記念公立小浜病院			福井県済生会病院		
	料金	自己負担額(4割)	助成額(6割)	料金	自己負担額(4割)	助成額(6割)
1日ドック(男)	45,100円	18,040円	27,060円	45,100円	18,040円	27,060円
1日ドック(女)	48,400円	19,360円	29,040円	48,400円	19,360円	29,040円
脳ドック(男女)	44,000円	17,600円	26,400円	49,500円	19,800円	29,700円
併用ドック(男)	84,700円	33,880円	50,820円	83,600円	33,440円	50,160円
併用ドック(女)	88,000円	35,200円	52,800円	86,900円	34,760円	52,140円

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018

【申込期間】4月6日①～16日②

【申込方法】

被保険者証を持って、市民福祉課2番窓口へ(電話での申し込みは不可)

※申し込みは1人1種類のドックのみ

※申込者が多数の場合は、抽選で決定します

※国保加入者は前年度に助成を受けていない人を優先します

※1日ドックまたは併用ドックの助成を受ける人は、特定健診・基本健診は受診できません

20歳以上の学生の皆さんへのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例について

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、学生を含めて、すべて国民年金に加入しなければなりません(厚生年金加入中の人を除く)。ただし、学生は、「学生納付特例」の申請をして承認されれば、国民年金保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は受給資格期間に含まれますが、将来受け取る年金額には反映されません。10年以内に納付(追納)することで、老齢基礎年金額に反映されます。申請は年度ごとに必要ですので、注意してください。

国民年金に未加入の人や、学生納付特例などの手続きをせず、保険料が未納のままの人は、万が一病気やけがなどで障がいが残った場合に、障害年金が受けられないことがあります。学生で、保険料を納めることが困難な人は、必ず申請をしてください。

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018

【申請方法】

市民福祉課2番窓口にて、以下の①②を持参のうえ、窓口にて備え付けの申請書を提出

①必要書類

有効期限が確認できる学生証の両面コピーまたは、申請年度に発行された在学証明書の原本

②印鑑(認印)

※前年に仕事をしていて所得がある場合、離職票などが必要になることがあります

○令和2年度も引き続き学生の場合

前年度に申請した場合も、改めて申請が必要です。4月以降に申請をしてください。

ただし、4月以降に日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書を提出した場合には、改めて市役所窓口にて申請する必要はありません。

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、発熱や喉の痛み、1週間前後にわたって続くせきなどの症状があり、強いだるさ(倦怠感)を感じる場合が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、

季節性インフルエンザと比べて重症化するリスクが高いと考えられており、特に高齢者や基礎疾患のある人は重症化しやすい可能性が考えられます。

症状が進んだ結果、肺炎になり死亡する例も確認されていますので、注意しましょう。

感染を防ぎ、広げないためにできること

正しい手洗い

- 帰宅時や調理・食事の際などに、手に石けんをつけ、少なくとも20秒間こすった後、流水で洗い流します
- 手を洗えない場合は、速乾性のアルコールで消毒します
- 手を洗わずに目や鼻、口などを触らないように注意してください



マスクの着用とせきエチケット

- 人混みのあるところへ出かけるときや、せきが出ているときは、マスクで口や鼻を覆いましょう
- マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで代用しましょう
- とっさのせきやくしゃみのときは、服の袖で口や鼻を覆いましょう

市内の問い合わせ先

★症状があって病院を受診したい、症状について相談をしたい人は

福井県嶺南振興局 若狭健康福祉センター
(帰国者・接触者相談センター)

☎ 52・1300

※休日・夜間は音声案内に従ってください

こんなときは
相談を

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※高齢者や基礎疾患がある人は、上記の状態が2日程度続く場合

●その他の問い合わせ(症状以外に関すること)

健康管理センター ☎ 52・2222 (平日8時30分～17時15分)

※休日・夜間は若狭健康福祉センターへ

「四季菜館」廃止のお知らせ

■問い合わせ 農林水産課 ☎ 64・6023

市では、9月30日をもって「わかさ国府の郷 四季菜館」(和久里)を廃止し、道の駅「若狭おばま」(和久里)内の地場産農産物を活用したレストランとしてリニューアルします。

廃止に伴い、10月1日以降は、会議室や調理実習室、農産品加工室は利用できません。

10月以降に会議室などの利用を希望する場合は、他の公共施設などの利用をお願いします。

会議室などを利用できる市内公共施設の例

施設名	会議室	調理実習室	問い合わせ利用申込
文化会館	○		53・9700
勤労福祉会館	○		53・9705
総合福祉センター	○		56・4033
働く婦人の家	○	○	52・7002
各地区公民館	○	○	-
食文化館		○	53・1000